

拝啓 平素は日本複合床板工業会(以下、工業会)の運営にご協力頂きまことにありがとうございます。

早速ですが、当工業会技術委員会におきまして、平成21年度の活動テーマとして「標準性能の規格化」と「化学物質情報開示のガイドライン作成」について取り組んでまいりました。

今般、会員各社の皆様のご協力をいただき、「フローリングの性能および品質情報に関する指針」を策定いたしましたので、ご活用をお願いいたします。

フローリングの性能および品質情報に関する指針

テーマ1.「複合フローリングの品質および性能について規格化(試験方法および指標)とその性能表示についての検討」

【背景】 各社の技術開発によって、ワックスフリーや耐傷性能を付与したフローリングが製品化され、標準的な製品として販売されています。しかしながら、その性能はJASに規格化されておらず、ユーザーにとっては性能の比較が難しいという声や表現が紛らわしいとの声がありました。工業会として共通の見解を持ち、また、工業会において規定した性能表示を行うことでユーザーに対し、製品の選定に際して信頼性の高い情報の発信が可能となると考えます。また、性能規格統一への取組みは将来的なフローリング性能のJIS化の準備とも考えられます。(会員外の指針の引用(使用)は禁止としたいと思います)

【検討の経緯】 フローリングの性能に関し、以下の目標を掲げ取り組んだ。

- ・規格化(試験方法および指針・指標)すべき性能 例)耐キャスト性能
- ・定義もしくは文言を統一すべき性能および事象 例)ワックスフリー

会員各位にアンケートを実施し、項目を抽出した上で優先順位を検討し、今期の検討項目を設定。内容について、技術委員会において都度、各社の意向を調査、協議することで指針を策定した。

【指針】

I. 項目

- 1) 文言統一:各社の販促物を含む媒体に記載する当該性能についての共通化した用語
- 2) 説 明 文:各社の販促物を含む媒体に記載する当該性能についての内容説明文
そのまま転記する場合は「日本複合床板工業会指針」の記載を可とする。
説明文の内容に準じているが、媒体書面レイアウト上文書を修正する場合は「日本複合床板工業会指針より」との記載を可とする。
- 3) 必要性能項目:当該性能を訴求するための試験および性能。説明文を記載する会員においては、顧客が要望する場合すみやかに試験方法と当該製品の性能を提示できることとする。

II. 管理事項

- 1) I. 項目記載の1)および2)について、各社カタログおよびホームページ等の広告媒体への掲載内容を年度末に所定のフォームで事務局に報告する。

- 【対象性能】 1)キャスターの使用について凹みにくい性能が付与された製品について。
- ・実際にキャスターを使用した試験を実施していることを工業会名で説明する。
 - ・各社で定める試験結果基準に照らし合わせ、訴求製品であることを説明できる準備をする。

項目	内容
文言統一	統一しない。 事前調整した「耐キャスター」については、「耐」の使用は公的根拠(試験)によるデータがない場合には訴求できないとの意見があるため。 工業会として共通文言としての採用は見送ることとしました。
説明文	キャスター ^{*1} による傷や凹みをつきにくくしています。 ^{a)} 一般居室での実使用を想定したキャスター走行試験 ^{*2} において、目立った傷や凹みが発生しにくい表面性能を有しています。 ^{b)} ※1 金属製キャスターや球状キャスターを除く ※2 一般成人男性が通常的生活(業務用途は除く)においてキャスター付椅子を使用した場合を想定し、キャスターを2万回以上往復させた試験。 (日本複合床板工業会指針)
備考	a)「つきにくした製品です。」、「つきにくした商品です。」に置換可 b)「有している製品です。」、「有している商品です。」に置換可 ・具体的な実施試験および評価基準は規定しない。ユーザーからの問い合わせには各社判断により開示する。

2)ワックス対応

- ・ワックス塗布の可否を共通の文言で表記し、定義を工業会名で説明する。
- ・必要性能項目についてJASおよび各社で定める試験結果基準に照らし合わせ、訴求製品であることを説明できる準備をする。

項目	内容
文言統一	統一しない。 事前調整した「ワックス不要」については、「不要」の意味を説明できる根拠となるデータ、理屈がないと誤解を生じるのではないかという意見があるため。 工業会として共通文言としての採用は見送ることとしました。
説明文	ワックスを塗布しなくても汚れや薬品による汚染や変色が発生しにくく、傷もつきにくい性能を有しています。 ^{a)} (お客様の希望によりワックス塗布は可能ですが、化粧表面はワックスの塗膜性能となります。) (日本複合床板工業会指針)
必要性能項目	①耐汚染性 : JAS特殊合板規格「耐汚染試験」 ②耐薬品性 : JAS特殊合板規格「耐酸試験」、「耐アルカリ試験」 「耐シンナー試験」 ③耐すり傷性 : 各社自社基準
備考	a)「有している製品です。」、「有している商品です。」に置換可 ・③耐すり傷試験については実施試験および評価基準を規定しない。 ユーザーからの問い合わせには各社判断により開示し、ワックス不要製品が耐すり傷性に相対的に優れることを説明できること。

項目	内容
文言統一	ワックス禁止(この後に「製品」、「商品」等の追記可)
説明文	ワックス塗布しないで下さい。ワックスを塗布すると製品に不具合が発生する可能性があります。お勧めできません。 (日本複合床板工業会指針)

テーマ2.「使用原材料の化学物質の問い合わせへの対応ガイドラインの作成」

【背景】 F☆☆☆☆が標準化され、次いでホルムアルデヒド以外のVOCについてもユーザーの関心度が高まっています。特にシックハウスに関する情報開示要求が詳細になっており、各社の窓口には使用材料の調達ルートやMSDS自身の開示要求までであると聞いています。

厚生労働省の指针对象物質の使用制限等、会員会社の対策について工業会でコンセンサスを取り、会員会社が共通の見解を発信できるガイドラインを策定することが必要である。これは本来、使用者に向けて開示、利用されるべきMSDS等の技術情報が安易に本来情報が必要でない第三者に流出しないよう保護するためにも重要と考えます。

【検討の経緯】 フローリングへの化学物質使用の問に対する回答方法として、以下の目標を掲げ取り組んだ。

・工業会での文書フォーマットの策定

・材料のMSDS開示以外でユーザーの必要とする情報となる内容の抽出

技術委員会において各社の情報開示の手順および方法を調査、協議することでフォーマットを策定した。方法のひとつとして、製品(フローリング)のMSDSをユーザーに提供している事例もあった。MSDSを工業会フォーマットとした場合、フローリング以外の製品についてのMSDSの要求が考えられ、また、関連法令等の変更等に準じたMSDSの更新作業が必要なことから、工業会では不採用とした。

但し、製品MSDSを現在運用している会員会社についてはこれの継続を承認するが、工業会フォーマットにならった内容への変更を速やかに実施するとともに、工業会書式についても顧客からの要望があれば対応できるように準備することとした。

(本フォーマットの会員外の使用は禁止したいと思います)

【フォーマット】 ・別紙「使用化学物質情報」参照

【記入要綱】 ・記号の説明

文中の「青文字 ●」については各社で定める内容を記載する箇所。

文中の「青文字記号 ×等」については材料のMSDSを参考に成分名を転記する箇所。

例)

種類	成分名
接着剤	酢酸ビニル樹脂エマルジョン
塗料	代表的樹脂名を記入する方が良い e x . ウレタンアクリレート系樹脂

・「1.製品名」に複数の製品を列記することは「3. 主要化学物質」および「4. 認定および登録情報」が同一の場合のみ可とする。(それ以外の場合は別途作成のこと)

・「4.認定および登録情報」は工場認定番号および4VOC 基準適合認定番号が異なる場合は 別シートを作成すること(同一のシートに複数の記載は認めない)

・会員各位に 日複工 の朱印版を作成配布。提出は捺印したもの(写しおよび電子コピー可)を提出する。

【発行管理】 ・年度末に当該年度の情報発行数(朱印の使用数)を所定のフォーマットにて工業会に報告する。

【問い合わせ】 日本複合床板工業会 事務局 e-mail: floor-a@basil.ocn.ne.jp

技術委員長 永大産業(株) 相田潔司 e-mail: sugita-k@eidai-sangyo.co.jp

製品グループ名 ●●●●

整理番号 ●●●●

作成日 平成 年 月 日

改訂日 平成 年 月 日

使用化学物質情報

1. 製品名 ●●●●●●●●

2. 会社情報

会社名： ●●●●

担当部門： ●●●●

所在地： ●●●●

電話番号： ●●●●

FAX番号： ●●●●

3. 主要化学物質

種類	成分名
接着剤	×××
	△△△
塗料	▲▲▲
	○○○
	◎◎◎

4. 認定および登録情報

ホルムアルデヒド放散量等級： JAS F☆☆☆☆ , JPIC FL●●●●

VOC放散量区分： 4VOC基準適合 登録名●●●● , 登録番号●●●●

*ホルムアルデヒド放散量等級：日本農林規格（JAS）に定められた等級表示および当該製品の製造拠点がJAS認定工場であることを示す認定番号。

*VOC放散量区分：トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン（以下これら4物質を対象VOCという）の放散に関する審査基準を満たすことを示す登録名および登録番号です。

本認定は社団法人日本建材・住宅設備産業協会より認定を受けています。

「4VOC基準適合」は社団法人日本建材・住宅設備産業協会の登録商標です。

この情報は新しい知見に基づき、改訂されることがあります。

現在内装製品に規制されている化学物質についての情報であり、材料のMSDSを確認して作成しています。

本文章は日本複合床板工業会指針に基づいています。